

平成24年6月12日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成24年6月12日(火曜日)

午前10時00分開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第45号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)  
〃 5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)  
〃 6 議第49号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について  
〃 7 議第52号 町及び字の区域並びに名称の変更について  
〃 8 請願第2号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願  
〃 9 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 10 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第11 議第48号 寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について  
〃 12 議第50号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について  
〃 13 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 14 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第15 議第46号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
〃 16 議第47号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)  
〃 17 議第51号 市道路線の認定について  
〃 18 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 19 質疑、討論、採決  
  
〃 20 議会案第6号 村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出について  
〃 21 議案説明  
〃 22 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、発言訂正の許可について申し上げます。

阿部子育て推進課長より発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 おはようございます。

6月7日の本会議において、議第50号に対する佐藤議員の質問に対し、施設の管理運営上の責任について第一義的には指定管理者にあるとお答えしたところであります。

これは施設の管理運営について指定管理者にも責任を負ってもらう必要があります、故意または重大な過失があった場合には後日市から賠償額の求償を行うことになることからこのように申しあげたところであります。

しかし、先日の答弁では、指定管理者が管理運営する施設で生じた事故等について市には責任がないとの誤解を招くおそれがありますので説明を補足させていただき、第一義的には指定管理者にあるとの答弁を、市の施設における事故等については市が責任を負うと訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○高橋勝文議長 ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、去る6月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第6号の1案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第20で、議会案第6号を上程した後、日程第21で議案説明、日程第22で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第45号を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

[内藤 明予算特別委員長 登壇]

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)であります。

6月7日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより、質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号に対する委員長の報告は可決であります。

本案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第4、承認第2号から日程第8、請願第2号までの5案件を一括議題といたします。

### 総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第9、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

[辻 登代子総務文教常任委員長 登壇]

- 辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第2号、承認第3号、議第49号、議第52号、請願第2号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「固定資産税課税に関する経過措置に係る旧条例附則第9条第2項について10分の8から10分の9になるので、実質値上げになるのではないか」との問いがあり、当局より、「基本的には若干の値上げになります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「1階が工場で2階が住居の場合はどうに課税しているのか」との問いがあり、当局より、「居住用として使っている部分あるいは貸している部分についてもすべて現場を調査して課税をしております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「寒河江市内に避難している方で、被災住宅用財産に係る譲渡期限延長の特例が該当する人は何人いるのか」との問いがあり、当局より、「寒河江市に住所を移した方で平成23年度分の住宅の雑損控除を提出した方が7名ほどいるので、その7名が7年間の間に住宅用財産を処分した場合に適用されるというように考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号町及び字の区域並びに名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「木の下地区に住んでいる人ではなみという名称より前のほうがよかったという人への対応について」の問いがあり、当局より、「字の名称の変更につきましては、これまで土地区画整理組合並びに市のほうで一体となって地権者、借地権者や住民の方に事前に説明をして了解を得ているということでございます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より、「ぜひこの請願を採択して、関係機関に意見書として提出していただきたい」との意見がありました。

討論を省略して、採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって、議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。承認第2号、承認第3号、議第49号及び議第52号並びに請願第2号の5案件を一括して採決いたします。ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも承認、可決及び採択であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第3号は原案のとおり承認とし、議第49号及び議第52号は原案のお

り可決とし、請願第2号は採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第11、議第48号及び日程第12、議第50号の2案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第13、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第48号、議第50号の2案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第48号寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「総合子どもセンター運営委員会の構成委員はどうなるのか。センター利用者の声をどのようにとらえるのか。また、利用者を運営委員のメンバーに入れる考えはあるのか」との問いがあり、当局より、「運営委員会は児童関係者や学校教育関係者、公募委員等で10名以内を予定しています。定期的にアンケートをとるなどして、利用者の声を大切にして運営を行ってまいります。利用者の代表については公募委員の中で運営委員に選出してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「毎日、総合子どもセンターにつくスタッフは何名なのか。また、愛称公募の応募状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「子育て支援センターは3名の指導員と管理者、児童センターは2名の構成ですが、交代勤務ですので子育て支援センターは2名、児童センターは1名の勤務になります。愛称については、県内外から288件の応募があり、間もなく決定になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「寒河江市立児童センターの指定管理者を社会福祉協議会に決定する際に、どのような条件をつけたのか」との問いがあり、当局より、「現在、指定管理者として委託している児童センターと一体的に運営できることから社会福祉協議会に一括して管理運営を委託するものです」と

の答弁がありました。

委員より、「これまで市として行ってきた体制を社会福祉協議会に委託することから、それなりの資格を持つ人を勤務させるよう指定管理者に指導すべきではないか」との問いがあり、当局より「多様な人材を採用できることから、あえて資格要件は設けておりません」との答弁がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第14、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第48号及び議第50号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第48号及び議第50号の2案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

## 議案上程

○高橋勝文議長 日程第15、議第46号から日程第17、議第51号までの3案件を一括議題といたします。

### 建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第18、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月7日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第46号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）及び議第51号市道路線の認定についての3案件であります。一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った



後、会議を再開し審査に入りました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第46号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「非常時に電力を供給する施設の概要について」の問いがあり、当局より「電力規模は45キロワットで太陽光パネル両面型を180枚設置する予定です。有事の際、夜間に汚水管渠に汚水をため、日中にその電力でポンプを回して排水するという計画になっています」との答弁がありました。

委員より、「有事以外にこれを使うことは可能か」との問いがあり、当局より、「通常は下水道施設の維持管理のために太陽光発電を消費させていただきます。年間の電気料の約1割、250万円程度を賄えると思います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「補助額の470万円の算出方法について」の問いがあり、当局より、「今年度の浄化槽は60基を予定しております。これまでの申請数で案分し、それを5人槽・7人槽にそれぞれ案分率を掛け、端数を切り捨てた金額が今回の補正額になります」との答弁がありました。

委員より、「もし60基を超えた場合、県からの追加補助はあるのか」との問いがあり、当局より、「県の担当者は「議会があるので何とも言えないが、基本的には補正をしても取り組んでいきたい」ということを聞いています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「今回の認定箇所は地元からの要望ということだが、道路が狭く拡張しなければならない区間の地権者も要望者の中に入っているのか」の問いがあり、当局より「3名いらっしゃいますが、3名とも今回の要望者として署名捺印をさせていただいております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第19、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第46号、議第47号及び議第51号の3案件を一括して採決いたします。ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第47号及び議第51号の3案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第20、議会案第6号を議題といたします

## 議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第21、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質 疑、討 論、採 決

○高橋勝文議長 日程第22、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第6号を採決いたします。

議会案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時31分

○高橋勝文議長 これにて、平成24年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。